

アメリカの人道と国際法を蹂躪する戦争犯罪

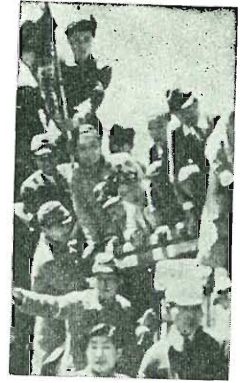




## 南北ベトナム「戦争犯罪 調査委員会」の告発

アメリカ帝国主義は、「焼きつくし、破壊しつくし、殺しつくす」という、民族みな殺し戦争（ゼノサイド・ウォアの）の作戦をおこない、毒ガス・ナパーム弾・毒性化学薬品、ついにダムダム弾類似の凶悪な破碎爆弾（ベトナム人の呼ぶ「クワオエ弾」）をまで使用して、人道と国際法をふみにじり、全人類の道徳に挑戦するにいたった。

ベトナム民主共和国は「事実には照らし科学的方法によって、ベトナムにおける米国の戦争犯罪にかんする証拠資料を収集し検討し、必要な結論を引きだすために」、関係会議付属の高級国家委員会を設置した。南ベトナムでも、アメリカの南ベトナムにおける戦争犯罪を告発する委員会を設置し、委員長には、南ベトナム統一仏教化導院々長代理のチェン・ホア師が就任した。そして南ベトナムのこの「アメリカ帝国主義者とその手先の戦争犯罪を告発する委員会」は、「現代最大の戦争犯罪人」と題する黒書の第一巻を発表した（六六・七・三〇）。この「黒書」から、アメリカ帝国主義の南ベトナム侵略戦争における犯罪事実を事実について掌握することができる。それまでも、それらの行為が、いかに人道と国際法をじゅうりんするものであるかを国際法規に照らして究明する。



## 国際法による非人道的兵器 無差別爆撃の禁止

### 毒ガスなど使用の禁止

そもそも国際法上、人を窒息させる毒ガスまたは有毒質のガスの使用禁止は、いく多の国際条約により、さらに現在では、すでに一般慣習国際法化しているものである。ことにアメリカも批准している一九〇七年一月一八日のヘーグ陸戦法規が、つぎの条規を規定している――

1 「陸戦の法規・慣例にかんするヘーグ規則」第二三条「特別の条約をもって定めた禁止のほか、とくに禁止するもの、左のごとし

(イ) 毒または毒を施したる兵器を使用すること。

(ホ) 不必要な苦痛を与うべき兵器、投射物その他の物質を使用すること」。

とくにこの条約の前文の「マルテンス条項」は次のようにいっている。

「締約国は、その採用した条規に含まれない場合においても、人民および交戦者が依然、(1) 文明国に存在する慣習、(2) 人道の法、(3) 公共の良心の要求から生ずる国際法の原則の保護および支配の下に立つことを確保するをもって適当と認める」。

この「マルテンス条項」がとくにいつている重要な意味は、こうである。科学・技術の発達が、この条規に指称している「毒または毒を施した兵器」「不必要な苦痛を与うべき兵器・投射物その他の物質」に名称の上で入らぬ非人道的惨虐兵器を發明したとしても、それらの残虐兵器は「人道の法」「文明国の慣習」「公共の良心」など三つの基準に照らして、国際法上、禁止せられるべきものである。たとえばナバーム弾・黄燐弾のごときも、無差別爆撃禁止の側面のほか、このヘーグ規則のマルテンス条項からも禁止されるものである。

## II 「毒ガス・細菌学的戦争手段の使用にかんする議定書」(一九二五・六・一七ジュネーブ)は、

「窒息性・毒性またはその他のガス、および、すべての類似の液体・材料または考案を戦争に使用することは、文明世界の世論によって正当に非難されているので、また

右の使用の禁止は、世界の国々の多数を当事国とする諸条約中に声明されているので、

右の禁止が諸国の良心および実行をひとしく拘束する国際法の一部として、あまねく採用されるため、

次のように宣言する。

締結国は、まだ右の使用を禁止する条約の当事国となっていないかぎり、この禁止を受諾し右の禁止を細菌学的戦争手段の使用に拡張することを協定し、かつ相互にこの宣言の規定にしたがつて拘束されなければならないことを協定する。」

アメリカおよび日本は下心があつて、この議定書に賛成しながらも、批准しなかつた。しかし未批准は毒ガスの使用を合法化するものでは決してない。なぜならば、アメリカおよび日本は、一九〇七年のヘーグ陸戦法規・慣例にかんする規約に署名・批准し、かつ毒ガスの使用の禁止は、今日慣習国際法化しているものだからである。

## 無差別爆撃の禁止

アメリカの侵略軍の南北ベトナム爆撃は、無防備の都市・村落・鉄道・橋梁・水利施設・ダムから学校・病院・療養所・教会・礼拝所にいたるまで、意識的に、かつ、計画的におこなわれた（決して誤爆ではない）。

これらの爆撃は、まったく無防備・非武装の地点にたいする非人道きわまる、国際法の禁止する無差別爆撃である。ことに強力な破壊力をもつナパーム弾（人間を黒焼きにする写真参照）・黄燐弾は、毒ガスとともに、幼児・婦人・老人（本書所収の写真参照）などの戦闘力のない非武装人民にたいする非人道きわまる無差別爆撃である。

南ベトナム「戦争犯罪を告発する委員会」の黒書も――

「米侵略者は、南ベトナム解放民族戦線の統治地域に飛行機を送り、学校を爆撃し、生徒・教師多数を殺害した。とくにひどかつたのは、一九六五年三月十六日、生徒四十五人を殺したクアンナム州マン・クアン校の爆撃――その他多くの病院・診療所を銃爆撃した。

米軍がいらい空軍は、南ベトナム解放区の教会・寺院、礼拝所を攻撃した……」ことを指摘している。

北ベトナムの「戦争犯罪調査委員会」報告も、詳細にこの違法な無差別爆撃の事実をあげている。

第一に、これらの行為は、無防備の都市・村落の砲爆撃を、いかなる手段によるものでも禁止したヘーグ陸戦法規(第二五、二七条)、および一般国際法化している「ヘーグ空戦規則案」(一九二二・一二・一一)の軍事目標主義(第二三〜二五条)に違反するものである。

#### I 「陸戦の法規慣例にかんする条約」 第二五条(防備されていない都市等の攻撃)――

「防守してない都市・村落・住宅、又は建物は、いかなる手段によっても、これを攻撃、又は砲撃することをえない」。

第二七条の「砲撃の制限」――「攻囲および砲撃をなすにあたっては、宗教・技艺・学術および慈善の用に供せられる建物、歴史上の記念建造物・病院ならびに病者および傷者の収容所は、同時に軍事上の目的に使用せられないかぎり、これをして、なるべく損害を免かれしめるため、必要な一切の手段をとるべきものとす」。

#### II 「空戦にかんする規則案」第二二条(非戦闘員等に対する爆撃の禁止)――

「ふつう人民を威嚇し、軍事的性質を有しない私有財産を破壊し、もしくは、き損し、又は、非戦闘員を損傷することを目的とする空軍爆撃は、禁止する」。

#### 第二四条(爆撃の目標)――

「空中爆撃は、軍事的目標、すなわち、その破壊が明かに軍事的利益を交戦者に与えるような目標に対して行なわれた場合にかぎり適法とする」。

強大な破壊力をもつナパーム弾や黄燐弾は、その兵器の残虐性からばかりでなく、婦人も子供も無差別に殺す点からいっても違法であり、犯罪である。

### ダムダム弾よりも悪質な「破碎爆弾」(「クワ・オエ弾」)

弾丸が人体に入り、骨にあたるとすぐ開展するので、いかなる外科手術もこれを抜きとることができなくなる。鉛のダムダム弾(鉛毒がからだにまわる)は、惨酷な創傷をあたる弾丸であるから、第一回平和会議の三宣言の第三で国際法上禁止され、今日にまで有効である。しかるにいま、アメリカ軍が北ベトナムの人口密集地域に落している「破碎爆弾」「クワ・オエ弾」Fragmentation grenade や Lazy dog は、カミノリの刃のように磨きすませたゴク細かい無数の破片が人体に入ると、肉を切る上に、とうてい抜きとり、とり除くことが不可能で、直接に生命を奪うことを目的とする兵器(直接人命殺生兵器)である(軍事目標の破壊ではなく、人命を殺すことを目的とする兵器)したがってたんなる一発打ちのダムダム弾が禁止されている以上それよりもより以上の理由をもって、この国際法により禁止されていると解せられるべきものであり、この「破碎爆弾」の使用は、違法であり、犯罪である。

\*ダムダム弾については「法律学辞典」(岩波)、「岩波・法律学小辞典」参照。

アメリカ軍が北ベトナムに落していく「破碎爆弾」の詳細については、実物を現地から持ちかえった日本ベトナム友好協会理事長、弁護士、尾崎隆氏の談話(「赤旗」紙九・八、日曜版、九・一八)参照

## 文民の殺りく、虐待、拷問、報復の禁止

南ベトナムの戦争犯罪を告発する「黒書」にのべられてある事實は、目を蔽うような残虐そのものである。

「米侵略者とカイライたちは、捕えた非武装人民や解放軍の兵士たちにたいして、前代未聞の非人間的な方法による拷問や虐殺をおこなっている。かれらは捕えた人びとを生きながら四肢を一つ一つコマ切れにしたり、肉を少しづつ切りとっていったり、生きたまま火をかけたたり、生き埋めにしたりしている。さらに残虐なことには、両親の面前でその子供を打ちすえたり殺したりしている。かれらは婦人を死ぬにいたるまで強姦（ごうかん）し、あるいは殺す前に強姦している。さらに、かれらは犠牲者の腹を切り開いて肝臓をとりだしたり、目をえぐりだしたり、あるいは装甲車を使って道路上をひきずりまわしたりしている。かれらはまた非武装人民を防空壕に追いこんで毒ガスをまいたこともある」（「黒書の第二部——フランス語の原文により別訳した箇所もある）。

また朴正熙、韓国派遣軍による暴逆な殺りく行為も行なわれている。

「一九六六年一月一日、トゥイホア地方を攻撃した朴正熙雇い兵は、四十二人を逮捕して一カ所に集め機銃掃射で皆殺しにした。さらに野蛮なことには、赤ん坊を母親の手からもぎとり、二つに引き裂き、その母親を射殺した。



朴雇い兵は、さらにいまわしい犯罪をおかした。アンニョン地方で、かれらは防空壕に毒ガス弾をなげこんで老人四人、妊婦三人、子供九人をふくむ四十人を殺害した」(黒書の第二部)。

一般住民に対するかような暴虐行為は、世界の九一ヶ国が批准した「戦時における文民の保護にかんするジュネーヴ条約」(一九四九・八・二二)、とくに内戦の場合にも非交戦者を保護すべきことを定めた規定や文民とくに傷者・病者・老人・一五歳未満の児童、妊産婦、および七歳以下の幼児の母を戦争の影響から保護する規定、文民の虐殺・殺りく・拷問・報復を禁止した文民保護条約に明白に違反している。

文民(非武装市民)保護条約 第三二条つまり虐待・殺りくの禁止はこの点——「被保護者に肉体的苦痛を与え、又は、それらの者をみな殺しにするような性質の措置をとることを禁止」している。捕えた非武装人民を生きたまま火あぶりや生き埋めにしたり、生きながら四肢を切断したり、両親の面前で、その子供を殺し、子供を二つに引き裂き、婦人を殺すまえに死に至るまで強姦する仕打ちは、国際法違反以上の人間冒瀆の鬼畜生行為である。これらの暴虐行為はまさに「人道に反する戦争犯罪」に該当する。

以上の国際交戦法規「侵略の定義にかんする条約」の条約正文は「国際条約集」(有斐閣、昭和三十年)に収む。



## 戦争犯罪

### 侵略戦争は人類にたいする国際的な犯罪

国際法上「侵略罪」の観念は、暴逆なナチスの侵略戦争、日本軍国主義者の侵略戦争を裁き、戦争犯罪人を処刑したニュールンベルグ国際軍事法廷、極東軍事法廷（東京裁判）の条規および判決書によってすでに確立している。そこで、どのような戦争行為が侵略戦争であるかについて「ブリアン・ケロッグ協定」（一名「パリ協定」という。一九二八・八・二七）が、侵略と攻撃の意図をもって行なわれる戦争を禁止し、その戦争の主たる戦争犯罪人を処罰することを規定したのと呼応し、南北アメリカ二一カ国が合同した第六回、「汎アメリカ会議」（一九二八・二・一八ハバナ）も満場一致で決議した。——『攻撃即侵略戦争は、人類にたいする国際的な犯罪である』と。かような戦争が、ただに違法性をもつだけでなく、犯罪であることを、ニュールンベルグ国際法廷はブリアン・ケロッグ協定を法的根拠として確定した。

アメリカの侵略戦争を「侵略の定義にかんする条約」(一九三三・七・三)に照らしてみると、この条約によれば、「宣戦の布告なく、一国の軍隊が他国の領土に侵入するばあいには」および、「一国の陸・海・空軍が他国の許可なしに、その国内に侵入または導入されたばあいには」、これを「侵略」として糾弾するものである。アメリカ軍が三十余万も直接に南ベトナムに侵入し、また北ベトナムを爆撃している事態は、この「侵略の定義にかんする条約」に照らして、まさしく国際法上の「侵略」として糾弾されるべきことは疑いを入れない。

この条約第二条(上掲)の附属書に、「ある一国内の革命運動・国内戦争・ストライキ」や「一国における一定の政治・経済・社会機構の樹立または維持」ということは、一国が他国を侵略することを正当づける理由にならないことを明記しているように、南ベトナム解放民族戦線が、人民革命を行なうとか、国内戦がおこっているかどうか、ということとは、アメリカの南ベトナム侵略戦争を、すこしも正当づける理由にはなりえないものである。とくに今日、重要なことは、いま国連安保理事会のメンバーとなっている米国・ソ連・イギリス・フランス・ノールウェーが、当時「侵略の定義にかんする条約」に賛成した当事国——ソ連は批准したが他の国は条約に署名・批准しなかったものの——であることである。この点は、朝鮮戦争のとき、ソ連マリク代表が国連安保理事会で指摘したとおりである(一九五〇・八・三)。

「侵略戦争は、ひとり国際的な犯罪であるばかりでなく、最も重い国際的犯罪であり、他の戦争犯罪と区別される点は、その他の戦争犯罪のすべての根元であり、その元凶である点である」(ニュールンベルグ国際軍事法廷の判決書)。

## 国際法じゅうりんの戦争犯罪

狭義の、また通常の「戦争犯罪」というのは、国際交戦法規で禁止されている非人道的な大量殺人兵器の使用や無差別爆撃を行なう「戦争犯罪」のことである。アメリカが南北ベトナムで行なっている無差別爆撃、南ベトナムでの毒ガス、ナパーム弾、黄燐弾と化学兵器の使用、破碎爆弾の使用がまさにこの戦「争犯罪」である。

非武装の一般市民を爆撃するばかりでなく、捕えた非武装人民を非人間的な方法で拷問し虐殺する——黒書にあるような「生きたままの人間に火をかけたなり」「生きながら四肢をコマ切れにしたり」、あるいは、水利施設を爆撃することによって洪水をひきおこさせ、人を殺すことなどは、右狭義の戦争犯罪である以外にまた「人道に反する罪」を構成する。

## 日本政府の侵略戦争の積極加担は戦争犯罪の共犯

日米安保条約および事前協議事項にすら反して、ベトナム侵略戦争に直接に出動する第七艦隊、原子力潜水艦（スヌーク号、シードラゴン号）F 105、B 52の基地・根拠地に日本の海港、陸上基地を提供し、あるいは、ベトナムに

出動する米第六海兵隊に富士山麓演習場を積極的に提供する日本政府は、アメリカのベトナム侵略戦争に計画的・積極的に協力・加担するものであって、戦争犯罪の共犯者である。

日本政府の南ベトナムに対する「経済援助」「献血」「医療団派遣」も、直接、犯罪戦争へ協力する共犯である。またナパーム弾・武器・弾薬の製造などベトナム戦争の「直接特需」、「第三国経由特需」、「対米輸出」からその三分の一のベトナム戦争向きの合計十億ドルにのぼる軍需品の製造・提供は、あきらかにアメリカのベトナム侵略戦争にたいする加担・協力である。三菱重工、豊和工業、旭精機、リコー時計、トヨタ自動車などの大企業が、武器、弾薬、航空機、自動車、タンク、装甲車、戦車などの生産・修理で、ベトナム侵略に加担している。

問題のナパーム弾は、日本油脂が火薬をつくり、豊和工業やプリンス自動車などが、弾体をつくっている。ベトナムでつかわれている軍用トラック、ジープやその他の部品は、トヨタ自動車工業、三菱重工などが中心になって大量に送りだしている(愛知県)\*。

\* たんに愛知県の調査だけでも、ベトナム特需品目と関係会社名の一覧表が、一目瞭然に「死の商人」を明らかにしている(愛知県平和委員会「ベトナム侵略の基地」さらに川崎市平和委の調査)。これらも戦争犯罪への加担、協力にほかならない。

## 赤十字国際会議の決議と抗議

## 第二〇回国際赤十字会議の決議（第二八号）

無差別戦争の危険に反対する法的保護（一九六五年一〇月 ウィーンにて）

文民（武装しない一般市民）の保護に努力するなかで、第二十回赤十字国際会議は、第一七回赤十字国際会議（ストックホルム）の決議（第二四号）を尊重しながら、全般的軍縮の目標の線に沿うて、原子兵器の禁止・原子力を平和的目的にのみ使用することを保障する国際的な原子力管理のための計画に、各国政府が賛成することを要求した第一八回赤十字国際会議（トロント）の決議（第一八号）を再確認し、

赤十字国際会議が人道的な国際法の意義を明らかにし、さらにそれを発展させるためにとつたイニシアと、これまでになされた当然の活動に謝しながら、

無差別戦争が、武装していない一般市民と文明の将来にとつての危険をもたらすことを明らかにし、武力衝突の遂行に責任のあるすべての政府およびその他の政権が、少なくとも、次の諸原則を必ず守る義務があることを、おごそかに宣言する。

- (1) 戦争の当事者にとって、敵を傷つける手段を用いる権利は、決して無制限なものではない。
- (2) 武装していない市民を攻撃することは、それ自体、絶対に禁止されている。
- (3) 武装していない市民ができるだけ被害を蒙らないために、敵対している当事者と武装していない市民との間には、つねに厳密な区別が設けられねばならない。

(4) 戦争法規の一般原則は、原子兵器およびこれに準ずる兵器にも適用さるべきものである。

第二〇回赤十字国際会議は、窒息性・毒性およびそれに準ずるガス、すべての類似する液体・物質または装

置ならびに細菌学的方法使用の戦争を禁止した一九二五年のジュネーヴ議定書に署名していないすべての政府に、署名・批准するように緊急に要請し、

無差別爆撃戦争によってひきおこされる被害に反対して、文民を保護するために必要とすることに特別関連のある第一九回赤十字国際会議の決議（第一三号）にしたがって、人道的な国際法の発展を推進するように赤十字国際会議につよく要請し、

この問題の速かな、かつ実地的な解決をうる観点から、すべての可能な手段をつくし、専門家の委員会を創設することをふくめて、すべての実践的な手だてをとることを赤十字国際会議に要請し、全般的軍縮の分野において、みのりの多い協定に達するために、自国の政府を説得するよう全力をつくすことを要求します（一九六五年、赤十字国際会議の決議）。

赤十字国際委員会（ICRC）は、一九六六年八月三十日、南ベトナム政府に対し、ベトコンの捕虜の虐待を中止するよう要求、米国に対し、ベトナム戦争におけるナパーム弾、毒ガス、穀物を枯らす薬品の使用に抗議したことを明らかにした。同委員会は、多数の新聞写真から、南ベトナムのベトコンの捕虜虐待を確認した。

赤十字国際委員会はスイス人で構成する国際赤十字の下部団体で赤十字条約にもとづく国際的任務にあたっている（朝日＝AP八・三〇）。

なお、アメリカのベトナム侵略戦争がたんなる国際紛争ではなく、アメリカの「侵略戦争」であることを証明する前提としてアメリカ国務省のいう——「北ベトナムが南ベトナムを侵略し、この南ベトナムが合衆国に援助を請

うた」——まちがった声明を、法律的に論駁した論文、平野義太郎「アメリカのベトナム戦争の侵略性に対する法的覚書——合衆国國務省アメリカ弁護士協会の見解を論駁す」（労働法律旬報六〇九号）」を参照。



ベトナム黒書

検印省略

発行 昭和41年10月15日発行  
昭和43年5月15日第7版発行  
編者 日本アジア・アフリカ連帯委員会編  
発行者 木 檜 哲 夫  
発行所 労 働 旬 報 社

東京都港区芝西久保巴町32  
電話(434)3681-5  
振替東京 180374

装幀・写真デザイン 天 造 直 子

印刷所 東銀座印刷出版KK

製本所 東京・岩淵製本

定価 260 円

労働旬報社  
定価 260 円